

1 県 1 社であることの問題 (どこから問題が生じるのか)

平成 21 年 10 月 16 日
公認会計士 山内眞樹

沖縄における金利と電力料金が日本一高いということについての議論はいかにあるべきか。両者は異質の議論で、本来区分すべきではないのか。それが不合理とすれば、要請すべき場合の根拠は何か。要請すべき先は何か。両者の混同が問題を不明確にしている。これらの点について検討した。

先ず、銀行の「**高い金利**」については、そもそも日本全国の金利は、「均一の必要がある」という議論は成り立たない。高い金利であるとしても利用者の選択が基本であり、店舗の進出には制限があるものの、本土の銀行も沖縄で融資活動を行っており、金利の選択は強制とは言えない。高い金利を納得して利用しているのは利用者である。金利というものは、本土においても企業の力により変動し、低い金利を利用できる強い企業もあれば、高い金利に甘んじなければならぬ企業もある。この点は沖縄と本土と変わるわけではない。

要するに、資金というものは、全国は勿論、世界中に流通しており、沖縄は金利の高い地域であったとしてもそれは結果であり、その利用を強制されているわけではない。それを利用するかしないかは利用者の力に応じて自由であるということになる。

高い金利について、沖縄の企業や利用者はその利用を強制されるわけではないから沖縄で高い金利が適用されても理屈の上では損を被る者はいないし不公平であるとも言えない。

完全に納得できたわけではないが、どこかへ訴えるべき問題ではないと考えた。

一方、「**高い電力料金**」についてはどうか。

高い電力料金は高い金利とは意味合いが異なる。1972 年本土復帰の時、或いは 1988 年沖縄電力の独立民営化に際して、国（通産大臣の言葉）の方向として、「**本土並みの電力料金**」ということが言われており、沖縄地域はそれを一種の期待（約束事）として受け取った気配がある。

ある程度自由に選択できる「金利」とは異なり、沖縄に生活する住民や沖縄で事業を行う企業にとっては「**電力料金**」には**選択の余地がない**。

電力料金が低いということは、本土に較べて余分の支払を強制されることになる。それは生活水準の低下につながり、企業活動の不利につながる。

これは由々しき問題ではないか。

個々の小さなレベルではその矛盾を日々感じるわけではなく、銀行の金利が

高いのと似たようなとらえ方の中で、その矛盾を訴えることもなしに日々過ごしているのではなからうか。

しかし乍ら、製鉄業は沖縄に産出する古鉄（スクラップ）の有効活用と生活家屋の台風被害に対する防衛の観点等から、製鉄業を産業にまで高める必要を感じた経営者によって、本土クラスの企業にまで大きく成長した。

沖縄の経済を考え、産業にまでに大きく成長すると、沖縄における電力料金の高さが企業経営上、身にしみる痛みとなったのである。年間4億円に余る電力料金のコスト負担増が企業成績に現われた時、本土並の電力料金を要望し、黙ってはいられなくなったわけである。これは当然であろう。

それではこの不合理をどこに訴えるのか。

（１）電力の供給源である沖縄電力か

（２）本土並みの電力料金を約束した国か

拓南製鐵は、先ず沖縄電力に対して、全国或いは東京電力と比較した場合の電力料金の差について問題を提起した。併せて、沖縄電力の採用している特需家向けの大口の電力料金の原価計算制度の矛盾を訴えた。しかしこの間約7年、全く解決の糸口は見出せない。沖縄電力としては公益的企業であり、その役割は地域の経済の中核を担うものではあるが、その正しい認識があるとは思えない。一営利企業として国の定めた方向（原価計算制度など）に従がい、企業としての経営努力をして企業を継続発展させているにすぎないのではないか。結局、全国の電力会社を利用する場合と比較して、拓南製鐵の使用する電力料金は高くついているという事実は理解しても、電力料金が本土並でなく不合理であるという拓南製鐵の要請に耳をかたむけ、電力料金の低減を図ろうとする余地はないものと思われる。この認識は正しいとは言えない。その理由は、1982年沖縄電力の民営移行に際して、閣議決定に基づいて設けられた沖縄電気事業協議会が通産省エネルギー庁長官に答申した中間報告の内容に反するからである。中間報告においては「電力料金が本土九電力会社の平均水準を確保することを前提」に、沖縄の電力事業に対して、本土九電力との合併論と単独民間法人論の両論が併記されている。その両論併記の真意は、二方式のいずれの方式を採用するかではなくて、どの方式にせよ「将来にわたって本土並み電気料金水準を確保する」ということである。

ということは、問題は1県1社であるところから生じている。本土並みの電力料金を沖縄においても実施すべきということは、国に訴え要望すべきであるのか。

それが正当な主張ならば、国は沖縄電力に対して何等かの方法で電力料金の低減を図るよう指導することができるのか。その余地はあるのか。今後の検討課題であるとしても納得の行く方向を見出すことが必要である。